

大阪中学校体育連盟 ホームページ掲載協賛要項

1 目的

大阪中学校体育連盟（以下「本連盟」という）のホームページにバナー広告の協賛を申し出た団体から協賛金を受け、本連盟主催大会開催等に必要経費の一部に充当し、本連盟ならびに大会運営の一層の充実を図るために活用することを目的とする。

2 協賛団体の選定

学校教育活動の一環として、本連盟主催大会が開催されていることから、これを協賛するにふさわしい団体を募り選定する。

3 協賛の方法と内容

(1) 協賛申込

協賛団体は、バナー広告掲載申込書（様式1）により、指定する期間内に申し込むものとする。
バナー広告掲載の期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 協賛額と支払い方法

協賛金は、金30,000円とする。支払い方法は、本連盟指定口座に期日までに振り込むものとする。

(3) 協賛のメリット

本連盟への協賛団体に協賛メリットを与える。

ここに示されていない事項については、本連盟と協議のうえ決める。

① 印刷物（広告掲載あるいは社名、製品名等の記載）を本連盟会議等で配付することができる。

② 製品無料提供

(4) 広告内容

① バナーへの掲載は、原則として企業名・学校名とする。但し、商品名等の希望がある場合には、別途本連盟本部役員で協議して決める。

② バナー掲載順は、“あいうえお順”とする。

(5) 大きさ、デザイン、規格等

① JPEGまたはGIF形式で縦60ピクセル（固定）×横150ピクセル（固定）で4キロバイト以内とする。

② 静止画のみとし、加工が必要となるものは不可とする。

(6) 協賛団体等の制限

本連盟は、団体等が以下の項目に該当すると認める場合、協賛承認または協賛依頼を行うことができないものとする。

① 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った、またはその恐れがあると認められる企業団体等の場合

② 協賛を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する、またはその恐れがあると認められる企業団体等の場合

- ③ 協賛の内容が、法令及び公序良俗に反する場合、またはその恐れがあると認められる場合
- ④ 協賛の内容が、本連盟の品位を傷つける場合、またはその恐れがあると認められる場合
- ⑤ その他、会長が不相当と認める団体等の場合

(7) 協賛団体の取り消し

協賛希望団体から申込を受領した後、当該協賛団体から申し出があった場合、また前項に該当すると判明した場合、本連盟は協賛団体の取り消しをすることができる。

(8) その他

- ① 大会参加選手等には、決して悪影響を与えないように教育的な配慮をする。
- ② 課題等がある場合には、本連盟理事会で審議、決定する。

附則 1 この要項は、令和4年3月9日より施行する。